

1. 義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況

(1) 各団体が独自に制定した条例のうち罰則を設けているものに関する調

(平成24年4月1日から平成26年3月31日まで)

① 都道府県分

ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道		1					1			2
青森県										0
岩手県										0
宮城県										0
秋田県										0
山形県						1	1			2
福島県										0
茨城県							1			1
栃木県						2				2
群馬県							1			1
埼玉県					1					1
千葉県										0
東京都										0
神奈川県										0
新潟県							1			1
富山県							1			1
石川県										0
福井県							1			1
山梨県							1			1
長野県										0
岐阜県						1	1			2
静岡県						1				1
愛知県					1	3				4
三重県										0
滋賀県										0
京都府									1	1
大阪府					1	1				2
兵庫県				1	1				1	3
奈良県										0
和歌山県					1					1
鳥取県					2		1			3
島根県										0
岡山県										0
広島県										0
山口県										0
徳島県					2					2
香川県										0
愛媛県										0
高知県										0
福岡県						2				2
佐賀県										0
長崎県	1									1
熊本県					1					1
大分県					1					1
宮崎県					1					1
鹿児島県	1									1
沖縄県						1				1
合計	2	1	0	1	12	12	10	0	2	40

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
長崎県	長崎県統計調査条例	H25. 3. 1	県勢の実情を明らかにするために行う統計調査について、その真実性を確保し、もって適確公正な県行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鹿児島県	鹿児島県統計調査条例	H25. 5. 1	県が実施する統計調査の範囲を拡大し、統計調査に係る調査票情報を国等に提供することができるようにするため、及び守秘義務、罰則等を定めることにより、統計調査の結果の信頼性及び有用性の確保を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【経済関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北海道地域商業の活性化に関する条例	H24. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、道及び事業者等の責務、道民の役割を明確化 ・道の施策の基本となる事項及び特定小売事業に係る手続その他必要な事項を定め、施策を総合的に推進 ・道民生活の持続的安定並びに地域経済及び地域社会の活性化 	20万円以下の罰金

【建設関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
兵庫県	景観の形成等に関する条例	H25. 10. 1 (罰則追加)	<p>優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。(改正前後とも同じ。)</p> <p>(改正内容) ※罰則関係のみ</p> <p>① 以下の行為に対する罰則規定を追加。</p> <p>ア 認定景観形成重要建造物の現状変更等の許可を受けた者に対する措置命令に違反したこと</p> <p>イ 認定景観形成重要建造物の現状変更等の許可を受けないで当該建造物の現状変更等を行ったこと</p> <p>ウ 認定景観形成重要建造物に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたこと又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと</p> <p>② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して①アからウまでの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、罰金刑を科する。</p>	50万円以下の罰金

【厚生関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
埼玉県	埼玉県青少年健全育成条例	H25. 2. 1	青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	50万円以下の罰金
愛知県	薬物の濫用の防止に関する条例	H24. 10. 16 規制部分は H25. 4. 1	薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康と安全を守り、及び県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	大阪府薬物の濫用の防止に関する条例	H24. 12. 1	薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、青少年をはじめとする府民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、もって府民が健康に安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	受動喫煙の防止等に関する条例	H25. 4. 1	受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。	30万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例	H24. 12. 28	薬物が濫用され薬物による被害が深刻化している状況を踏まえ、県が薬物の濫用を防止するための具体的な方策を推進することにより、薬物の濫用から県民の健康を守るとともに、県民が安全にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鳥取県	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例	H25. 3. 26	薬物の摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穏の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鳥取県	鳥取県石綿健康被害防止条例 (作業一時停止命令違反の罰則を追加)	H25. 1. 1	解体等作業等に伴い石綿の粉じんが飛散することを防止することに関し必要な事項を定め、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資する。	10万円以下の罰金
徳島県	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例	H25. 2. 1	薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、薬物の濫用を防止するための規制等を定めることにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
徳島県	徳島県ふぐの処理等に関する条例	H25. 6. 1	ふぐの処理等について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
熊本県	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	H24. 4. 1	障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
大分県	青少年の健全な育成に関する条例	H25. 7. 1	県民等の責務を明らかにするとともに、青少年に有害な環境の浄化を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金又は科料
宮崎県	ふぐ取扱条例	H24. 4. 1 (罰則追加)	ふぐの処理その他の取扱いについて公衆衛生上必要な規制を行い、もってふぐ毒による食中毒を防止することを目的とする。	5万円以下の罰金

【警察・消防関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	山形県迷惑行為防止条例	H24. 7. 1	県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその生活の平穏を保持することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
栃木県	栃木県子どもを犯罪の被害から守る条例	H25. 7. 1	子ども（13歳未満の者）の安全の確保に関し県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもの生命又は身体に害を及ぼすおそれのある行為を規制すること等により、子どもを犯罪の被害から守る。	30万円以下の罰金
栃木県	栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例	H25. 7. 1	公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、県民生活の安全と平穏を保持することを目的とする。（改正前後とも同じ。） (改正内容) 禁止対象として下記の行為等を追加。 ①公共の場所又は公共の乗り物における卑猥な言動 ②公衆浴場、公衆便所等における盗撮行為等	6月以下の懲役
岐阜県	岐阜県使用済金属類営業に関する条例	H25. 10. 1	盗難等に遭った使用済金属類の流通の防止及び速やかな発見を図るため、使用済金属類営業に係る業務について必要な規制を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、その被害の迅速な回復に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
静岡県	静岡県迷惑行為等防止条例	H25. 10. 1	公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって県民生活の平穏を保持することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	愛知県風俗案内所規制条例	H24. 6. 1	風俗案内所における業務について必要な規制を行うことにより、清浄な風俗環境を保持し、並びに青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為及び特定風俗案内業者による不当な行為を防止し、もって県民が安心して暮らすことができる健全な生活環境を確保することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛知県	愛知県安全なまちづくり条例	H25. 7. 1	安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、県民、事業者、市町村等が地域社会の連帯の強化を図りながら、一体となって安全なまちづくりを推進し、並びに犯罪による被害を防止するために必要な規制等を行い、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
愛知県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例	H25. 6. 1	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民生活の平穏を保持することを目的とする。	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
大阪府	大阪府子どもを性犯罪から守る条例	H24. 10. 1	子どもに対する性犯罪を未然に防止するため、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、子どもの安全を確保するための取組を推進し、及び必要な規制等を行い、もって子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。	30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
福岡県	福岡県風俗案内業の規制に関する条例	H25. 4. 1	この条例は、清浄な風俗環境を保持し、及び青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことのできる地域等を制限し、及び青少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
福岡県	福岡県暴力団排除条例	H25. 6. 1	この条例は、暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている福岡県の現状にかんがみ、福岡県からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
沖縄県	沖縄県風俗案内業の規制に関する条例	H24. 6. 1	この条例は、地域の清浄な風俗環境を害する行為及び青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について必要な規制を行うことにより、県民が安全で安心して暮らすことのできる健全な生活環境を確保することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	H25. 4. 1	生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
山形県	山形県水資源保全条例	H25. 4. 1	水資源の保全に関し基本となる事項並びに水資源保全地域における土地の取引及び利用に関し必要な手続その他の措置を定めることにより、水資源の保全に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	H24. 6. 1	水質汚濁防止法の規制対象とならない施設について、設置の届出義務、基準に適合しない場合の改善命令等に係る規定を設けるとともに、それらの規定又は命令に違反した場合の罰則を設けたもの	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
群馬県	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	H25. 10. 1	土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び県民の安全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
新潟県	新潟県水源地域の保全に関する条例	H25. 12. 27 (罰則は H26. 7. 1)	水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、水源地域における土地所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、森林の有する水源涵かん養機能の維持増進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
富山県	富山県水源地域保全条例	H25. 4. 1 (罰則は H25. 10. 1)	水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県及び土地所有者等の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって、豊かで清らかな水資源の維持保全及び安全で安心な県民生活の実現に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
福井県	福井県水源涵養地域保全条例	H25. 4. 1	基本理念を定め、県等の責務を明らかにすることにより、豊かな水資源の保護を目的とする。	5万円以下の過料
山梨県	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	H25. 4. 1	地下水の適正な採取及び水資源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定め、健全な水資源の維持を目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
岐阜県	岐阜県水源地域保全条例	H25. 10. 1	水源地域の保全に関し、県、土地所有者等の責務を明らかにし、適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
鳥取県	とっとり豊かな地下水の保全及び持続的な利用に関する条例	H25. 4. 1	地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を守り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金

【その他】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
京都府	京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例	H24. 11. 1	地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を条例で定めるために必要な手続を規定する。	5万円以下の過料
兵庫県	総合治水条例	H24. 4. 1	総合治水の基本理念を明らかにするとともに、総合治水に関する施策を定め、もって県、市町及び県民が協働して総合治水を推進することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

② 市町村分
ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道	1						1			2
青森県										0
岩手県										0
宮城県	3									3
秋田県										0
山形県	1			1	1					3
福島県					8					8
茨城県							3			3
栃木県							2			2
群馬県					1		2			3
埼玉県				1	1		6			8
千葉県						1	4			5
東京都				1	1		4			6
神奈川県				1	12	1	5			19
新潟県				1			1			2
富山県	1									1
石川県							2			2
福井県										0
山梨県							1			1
長野県							3			3
岐阜県							1			1
静岡県										0
愛知県							10			10
三重県										0
滋賀県							1			1
京都府						14				14
大阪府	1			1			2			4
兵庫県	1						1			2
奈良県					1		3			4
和歌山県										0
鳥取県	1						4			5
島根県			1	1						2
岡山県						1	1			2
広島県										0
山口県							1			1
徳島県										0
香川県							1			1
愛媛県					1		1			2
高知県							3			3
福岡県							3			3
佐賀県					7					7
長崎県							1			1
熊本県			1			1	1			3
大分県							2			2
宮崎県				1			3			4
鹿児島県				1			4			5
沖縄県				1			1			2
合計	9	0	2	10	33	18	78	0	0	150

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	札幌市	札幌市公文書管理条例	H25. 4. 1	札幌市全体の統一的な公文書の管理に関する制度並びに市政上重要な公文書の保存及び利用に関する制度等を規定する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
宮城県	栗原市	栗原市個人情報保護条例	H24. 7. 1	実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
宮城県	美里町	個人情報保護条例	H24. 10. 1	この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
宮城県	美里町	情報公開条例	H24. 10. 1	この条例は、地方自治の本旨のっとり、町民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利及び町の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、町政運営の透明性の一層の向上を図り、もって町の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の理解と批判の下にある公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
山形県	米沢市	米沢市個人情報保護条例	H25. 4. 1	個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるもの	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
富山県	黒部市	黒部市個人情報保護条例	H24. 4. 1	高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、市の実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	大阪市	職員の退職管理に関する条例	H24. 6. 1	職員の退職管理の適正化を図り、もって公務の公正性及び市民の信頼を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
兵庫県	朝来市	朝来市個人情報保護条例	H24. 4. 1	個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにし、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
鳥取県	米子市	米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例	H26. 3. 27	控除対象特定非営利活動法人の指定の手続及びその適正な運営を確保するための措置等に関し必要な事項を定める。	5万円以下の過料

【教育文化関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
島根県	松江市	松江市史跡公園条例	H24. 12. 21	史跡を保存するとともに、史跡周辺の環境を整備して、市民の憩いの場とすることにより、郷土の歴史に対する市民の知識及び理解を深めることを目的とする。	5万円以下の過料
熊本県	氷川町	氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例	H25. 4. 1	文化財の指定とその保全、活用	5万円以下の罰金又は過料

【建設関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	鶴岡市	鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例	H25. 4. 1	空き家等の適正な管理と有効活用	5万円以下の過料
埼玉県	春日部市	春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例	H25. 4. 1	開発事業に関する手続及び基準並びに紛争の予防及び調整を図るため必要な事項を定めることにより、地域の特性に応じた良好な市街地の整備及び安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	6月以下の懲役
東京都	武蔵村山市	武蔵村山市まちづくり条例	H24. 4. 1	まちづくりの基本理念を定め、並びに武蔵村山市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくりにおける市民参加の仕組み、開発事業の手続及び基準、開発許可の基準その他の都市計画法の規定に基づく事項等を定め、市の特性を生かした快適なまちづくりを協働して行うことにより、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの将来像を市の定めた他の計画と整合を図りつつ実現し、もって住みがいのある魅力的なまちづくりの推進に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
神奈川県	横須賀市	横須賀市空き家等の適正管理に関する条例	H24. 10. 1	空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全、良好な住環境の維持及び安全安心のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
新潟県	見附市	見附市空き家等の適正管理に関する条例	H24. 10. 1	空き家等が管理不全な状態になることの防止を図り、もって生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
大阪府	茨木市	茨木市公設浄化槽条例	H25. 4. 1	公設浄化槽の設置及び管理について定める。	5万円以下の過料
島根県	浜田市	浜田市空き家等の適正管理に関する条例	H24. 10. 1 (罰則は、 H25. 4. 1)	空き家等の管理の適正化を図ることにより、安全で良好な居住環境を確保することを目的とする。	5万円以下の過料
宮崎県	日南市	日南市公設合併処理浄化槽条例	H25. 4. 1	生活排水の適正な処理の推進を図り、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。	5万円以下の過料
鹿児島県	錦江町	錦江町法定外公共物管理条例	H25. 4. 1	錦江町に存する法定外公共物の管理又は利用に関し必要な事項を定め、もって公共の安全及び福祉の増進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
沖縄県	嘉手納町	嘉手納町法定外公共物管理条例	H25. 1. 4	法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、法定外公共物の保全及び適正な利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料

【厚生関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
山形県	村山市	村山市水道事業給水条例	H25. 4. 1	水道事業の給水についての料金及び給水の適正を保持するために必要な事項等を定めることを目的とする。	5万円以下の過料
福島県	福島市	福島市給水施設等条例	H25. 4. 1	給水施設等の付設を適正なものとするにより、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
福島県	会津若松市	会津若松市給水施設等の布設及び管理に関する条例	H25. 4. 1	給水施設及び準簡易専用水道の布設及び管理並びに簡易専用水道の布設の適正を確保	10万円以下の罰金
福島県	白河市	白河市給水施設等条例	H25. 4. 1	給水施設及び準簡易専用水道の布設及び管理並びに簡易専用水道の布設を適正かつ合理的ならしめることにより、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
福島県	喜多方市	喜多方市給水施設等の布設等に関する条例	H25. 4. 1	給水施設等の管理及び布設の適正を確保することにより、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
福島県	相馬市	相馬市給水施設等条例	H25. 4. 1	清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	5万円以下の罰金
福島県	南相馬市	南相馬市給水施設等条例	H25. 4. 1	給水施設及び準簡易専用水道の布設及び管理並びに簡易専用水道の布設を適正かつ合理的ならしめることにより、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
福島県	伊達市	伊達市給水施設等条例（全部改正）	H25. 4. 1	給水施設及び準簡易専用水道の布設及び管理並びに簡易専用水道の布設を適正かつ合理的なものにすることにより、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
福島県	本宮市	本宮市給水施設等条例	H25. 4. 1	清浄な水の供給を図り、公衆衛生の向上に寄与する。	10万円以下の罰金
群馬県	藤岡市	藤岡市小水道条例	H25. 4. 1	小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金
埼玉県	川越市	川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	H25. 10. 1	被保護者等住居・生活サービス提供事業に対し必要な規制を行うことにより、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)の業務の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇を改善するとともに、その自立の支援を図ることを目的とする。	6月以下の懲役
東京都	足立区	足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例	H25. 1. 1	区民が社会的孤立状態になることを防止すること等により、区民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金
神奈川県	横須賀市	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道及び小規模受水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
神奈川県	平塚市	平塚市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
神奈川県	三浦市	三浦市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
神奈川県	秦野市	秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
神奈川県	厚木市	厚木市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図ることを目的とする。	10万円以下の罰金
神奈川県	大和市	大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
神奈川県	伊勢原市	伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道等について安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	10万円以下の罰金
神奈川県	座間市	座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H25. 4. 1	市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
神奈川県	座間市	座間市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
神奈川県	南足柄市	南足柄市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
神奈川県	綾瀬市	綾瀬市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理並びに小規模受水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
神奈川県	寒川町	寒川町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H25. 7. 1	町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
奈良県	広陵町	広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（一部改正）	H24. 10. 1	町が行う回収に出された資源物が、町（委託業者）以外の者に持ち去られる行為に際し、出された資源物が荒らされ、ごみが散乱するばかりでなく、町の資源物の売却益の低下を招き、住民の協力を得て築いた再資源化の流れの根幹を揺るがしかねないため、持ち去り行為を禁止する規定及び命令に従わない者に対する罰則規定を設けるもの	5万円以下の罰金
愛媛県	新居浜市	新居浜市別子山簡易給水施設条例	H25. 4. 1	別子山地区において安全で良質な水を確保するとともに、これを継続的かつ安定的に供給し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図ることを目的とする。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
佐賀県	佐賀市	佐賀市小規模水道条例	H25. 4. 1	適正な小規模水道の布設及び管理を図ることにより、小規模水道の衛生水準を維持し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
佐賀県	唐津市	唐津市小規模水道条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにすることにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
佐賀県	鹿島市	鹿島市小規模水道条例	H25. 4. 1	この条例は、小規模水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにすることにより、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
佐賀県	小城市	小城市小規模水道条例	H25. 3. 13	小規模水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにすることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
佐賀県	伊万里市	伊万里市小規模水道条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものとするることにより、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
佐賀県	武雄市	武雄市小規模水道条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにすることによって、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
佐賀県	嬉野市	嬉野市小規模水道条例	H25. 4. 1	小規模水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにすることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金

【警察消防関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	千葉市	千葉市暴力団排除条例	H24. 10. 1	本市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項及び暴力団の排除のための規制等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
神奈川県	大和市	大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例	H24. 4. 1	公共の場所における客引き行為等を防止することにより、誰もが安心して快適に通行し、及び利用することができる生活環境を確保し、もって安心と安全が感じられるまちの実現を図ることを目的とする。	5万円の過料 (罰則規定はH24. 10. 1施行)
京都府	宮津市	宮津市暴力団排除条例	H25. 1. 1	宮津市における暴力団排除に関し、その基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全かつ安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
京都府	亀岡市	亀岡市暴力団排除条例	H25. 4. 1	亀岡市からの暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	八幡市	八幡市暴力団排除条例	H25. 10. 1	暴力団排除のための市の施策、市民等の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	木津川市	木津川市暴力団排除条例	H25. 4. 1	暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全かつ安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	長岡京市	長岡京市暴力団排除条例	H25. 4. 1	この条例は、長岡京市における暴力団排除に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、市民等の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	大山崎町	大山崎町暴力団排除条例	H25. 4. 1	町内における暴力団排除に関する基本理、町及び町民の責務等必要な事項を定め、町民の安全・安心で平穏な生活の確保を資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	井手町	井手町暴力団排除条例	H25. 5. 1	暴力団排除のための町の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定める	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	京丹波町	京丹波町暴力団排除条例	H24. 4. 1	京丹波町における暴力団排除に関する基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための町の施策等を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により町の行政、町内の事業活動及び町民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって町民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	福知山市	福知山市暴力団排除条例	H25. 4. 1	暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	舞鶴市	舞鶴市暴力団排除条例	H25. 1. 1	暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
京都府	綾部市	綾部市暴力団排除条例	H25. 4. 1	綾部市からの暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	向日市	向日市暴力団排除条例	H25. 4. 1	暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	京丹後市	京丹後市暴力団排除条例	H25. 1. 1	暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の市政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全かつ安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	宇治田原町	宇治田原町暴力団排除条例	H25. 5. 1	宇治田原町からの暴力団排除に関して基本理念を定め、町及び住民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための町の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により町の行政、町内の事業活動及び住民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって住民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
岡山県	岡山市	岡山市暴力団威力利用等禁止条例	H24. 4. 1	地域からの暴力団の排除を図り、もって安全で安心な市民生活を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
熊本県	熊本市	熊本市暴力団排除条例	H24. 4. 1	暴力団員の不当な行為が市民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
北海道	羽幌町	天売島ネコ飼養条例	H24. 4. 1	動物愛護精神に基づき、飼いネコの適正飼養について必要な事項を定めることにより、ネコの健康及び安全の保持を図るとともに、ネコが天売島住民に迷惑を及ぼし、又は天売島の海鳥の繁殖活動に悪影響を与えることを防止し、もって天売島の生活環境の保全並びに海鳥等の野生生物の保護に資することを目的とする。	2万円以下の過料
茨城県	笠間市	笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H25. 4. 24	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の発生の未然防止を図り、もって住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
茨城県	鉾田市	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H25. 3. 7	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	つくばみらい市	つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H24. 11. 1	この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者、土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を定め、もって良好な自然環境及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
栃木県	栃木市	栃木市をきれいで住みよいまちにする条例	H25. 4. 1	環境の美化等に関し、必要な事項を定めることにより、環境美化意識の向上を図り、市民等、事業者、所有者等及び市が協働して安全で快適な生活環境の実現に努めるとともに、きれいで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。	5万円以下の罰金
栃木県	鹿沼市	鹿沼市土採取事業規制条例	H25. 7. 1	土採取事業に関し、市、事業者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、土採取事業に伴う災害及び事故の発生の防止並びに生活環境の保全を図り、あわせて土採取事業の健全な発展に資することを目的とする。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
群馬県	高崎市	高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例	H25. 7. 1	土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、災害の発生及び土壌の汚染を防止し、もって住民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	沼田市	沼田市くらしの環境美化条例	H25. 10. 1	市内の環境美化に取り組むことにより市民の快適なくらしの確保及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	3万円以下の過料
埼玉県	所沢市	ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例	H24. 4. 1	みどり豊かで良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金
埼玉県	春日部市	春日部市路上喫煙の防止に関する条例	H25. 10. 1	喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図るとともに、路上喫煙による身体及び財産への被害を防止し、もって安全で清潔かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	1万円以下の過料
埼玉県	草加市	草加市土砂等の堆積の規制に関する条例	H25. 7. 1	無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	2年以下の懲役
埼玉県	草加市	草加市路上喫煙の防止に関する条例	H25. 10. 1	路上喫煙の防止に関し、市、市民等、事業者及び喫煙者の責務を明らかにするとともに、喫煙者のマナー及びモラルの向上を図り、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	1千円以下の過料
埼玉県	和光市	和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例	H25. 4. 1	ペット霊園及び移動火葬車の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるために必要な措置を講ずることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。	5万円以下の過料
埼玉県	寄居町	寄居町肥料等の大量投与の防止に関する条例	H24. 4. 1	農地における肥料等の大量投与の防止を目的とする。	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
千葉県	木更津市	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H25. 4. 1	廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金
千葉県	柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H24. 4. 1 (改正施行日)	名義貸しを禁止する規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	君津市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H25. 1. 1	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、使用される土砂等の排出、運搬及び埋立て等に対する監視及び規制を行う。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	九十九里町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25	生活環境の美化を推進し、公衆衛生の向上に資することを目的とする。	50万円以下の罰金
東京都	三鷹市	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	H24. 10. 1 (一部改正)	市長及び市長が指定する以外の者が、規則で定める資源物を収集し、又は運搬することを禁止するもの	20万円以下の罰金
東京都	多摩市	多摩市まちの環境美化条例	H24. 10. 1	路上喫煙等及びごみの散乱を防止し、市民の良好な生活環境の確保及び安全で快適な美しいまちの実現を図ることを目的とする。	5万円以下の過料 (※罰則のみ未施行)
東京都	多摩市	多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	H25. 4. 1	廃棄物の発生の抑制及び適正処理を目的とする条例に、古紙持ち去りについての罰則を追加して規定する。	20万円以下の罰金
東京都	羽村市	羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例	H24. 7. 1	羽村市の区域内におけるポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を禁止し、生活環境の保全及び向上を図るとともに、市内における路上喫煙を制限し、市民が健康で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。	5千円以下の過料
神奈川県	相模原市	相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例の一部を改正する条例について	H24. 10. 1	空き缶等及び吸い殻等のごみの散乱防止について、必要な事項を定めることにより、きれいなまちづくりを推進し、もって良好な環境の保全及び向上に寄与することを目的とする。	2万円以下の罰金
神奈川県	相模原市	相模原市路上喫煙の防止に関する条例	H25. 4. 1	路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市が連携して市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	2千円の過料
神奈川県	大磯町	大磯町美しいまちづくり条例	H24. 4. 1	この条例は、大磯町環境基本条例（平成12年大磯町条例第18号）の基本理念にのっとり、町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、環境への負荷行為を低減するため必要な事項を定め、もって地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。	5万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
神奈川県	開成町	開成町きれいなまちをつくる条例	H24. 7. 1	清潔で美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。	5万円以下の罰金
神奈川県	愛川町	愛川町みんなで守る環境美化のまち条例	H24. 4. 1	愛川町環境基本条例(平成10年愛川町条例第7号)の本旨を達成するため、環境美化の推進に関し、町、町民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境の保全のために必要な事項を定めることにより、きれいで住み良い環境のまちづくりを推進することを目的とする。	5万円以下の罰金
新潟県	新潟市	新潟市動物の愛護及び管理に関する条例	H25. 8. 1	動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、人と動物が共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。	10万円以下の罰金
石川県	金沢市	金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例	H24. 4. 1	本市におけるぼい捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない快適で美しいまちづくり(以下「ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となってぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを総合的に推進し、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とするもの。	1万円以下の過料
石川県	加賀市	加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例	H24. 12. 18	ポイ捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない美しいまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、美しいまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって美しいまちづくりを総合的に推進し、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	1万円以下の過料
山梨県	甲府市	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H24. 4. 1	市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の減量化及び資源化を推進し、廃棄物を適正に処理するとともに、地域の清潔を保持することにより、資源の循環による有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金 (一部改正にて罰則規定を追加)
長野県	佐久市	佐久市地下水保全条例	H25. 1. 1	将来にわたり市民が豊かで良質な地下水の恵みを享受できるよう、地下水の保全に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、市、市民等及び地下水採取者の責務を明らかにし、並びに地下水の採取について必要な事項を定めることにより、市民の健康的で良好な生活環境の保全に寄与するとともに公共の福祉に資することを目的とする。	50万円以下の罰金
長野県	安曇野市	安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例	H25. 4. 1	安曇野地域の暮らし、産業及び観光に欠かすことのできない重要な地域資源である地下水の保全・涵養及び適正な利用を図り、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。	5万円以下の罰金
長野県	軽井沢町	軽井沢町地下水保全条例	H25. 6. 1	地下水の適正な利用を図るとともに、公共の福祉に資することを目的とする。	50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
岐阜県	揖斐川町	揖斐川町土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	H25. 6. 1	砂利採取、土砂等の採取又は埋立て等について、必要な規制を行うことにより、町、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	名古屋市	名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例	H24. 10. 1	廃棄物の減量を目的として市民が市と協働で行う古紙の集団回収の円滑な実施を確保するため、古紙の持去り防止について、第三者による古紙の収集及び運搬の禁止その他の必要な事項を定めるものとする。	5万円以下の過料
愛知県	豊橋市	豊橋市快適なまちづくりを推進する条例	H25. 10. 1 (罰則部分)	路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、「530のまち豊橋」の名にふさわしい清潔で安全なまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保する。	2万円以下の過料
愛知県	岡崎市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H25. 4. 1 (罰則規定追加)	市民、事業者及び市が廃棄物の循環的な利用及び環境への負荷の低減に関し、相互の理解と協力の下に、廃棄物の排出を抑制し、及び循環的な利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理をすることによって、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	20万円以下の罰金
愛知県	瀬戸市	瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例	H24. 10. 1	自然環境の保護及び保全に関し必要な事項を定めることにより、やきもののまちとしての本市の歴史及び文化を生み育んできた優れた自然環境を守り、もって市民と自然環境が共存する社会の実現を図ることを目的とする。	30万円以下の罰金
愛知県	蒲郡市	蒲郡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H25. 4. 1 (一部改正)	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに廃棄物の再生利用等を促進することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
愛知県	江南市	江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H26. 1. 1	資源を有効利用した循環型社会の構築の推進を目的とする。	20万円以下の罰金
愛知県	みよし市	みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例	H24. 4. 1	ポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置を防止することにより、環境美化の推進を図り、もって市民等の快適な生活環境を確保することを目的とする。	5万円以下の罰金
愛知県	東郷町	東郷町ポイ捨て等禁止条例	H24. 7. 1	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの措置を禁止することにより、美しいまちづくりを推進し、もって清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	5万円以下の過料
愛知県	南知多町	南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H25. 7. 1	南知多町における土地の埋立て等について、町、事業主及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全の確保に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
愛知県	武豊町	武豊町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H25. 7. 1	武豊町における土地の埋立て等について、町、事業主及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、住民の生活環境の保全及び住民生活の安全の確保に寄与することを目的とする。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
滋賀県	愛荘町	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	H25. 4. 1	町の環境づくりおよび町民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための良好な生活環境の保全に関し必要な事項を定める。	100万円以下の罰金
大阪府	豊中市	豊中市路上喫煙の防止に関する条例	H24. 4. 1	路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって市民等の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	2万円以下の過料
大阪府	松原市	松原市きれいなまちづくり条例	H26. 1. 1	市民がより健康で高度な文化的生活を営む上において必要で良好な生活環境の確保と都市の美化促進を図るため、市長、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、緑あふれるきれいなまちづくりを総合的に推進するための必要な事項を定め、もって市民福祉のより一層の向上に寄与すること。	5万円以下の過料
兵庫県	芦屋市	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H24. 7. 1	廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	20万円以下の罰金
奈良県	奈良市	奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例	H25. 10. 1	カラスへの給餌による周辺住民への被害を防止し、市民及び事業者の安全安心かつ良好な生活環境を守ることを目的とする。	10万円以下の罰金
奈良県	御所市	御所市土砂等によるたい積行為の規制に関する条例	H25. 3. 15	土砂等による無秩序なたい積行為を規制することにより、市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
奈良県	生駒市	生駒市まちをきれいにする条例	H25. 10. 1	生駒市環境基本条例の基本理念に基づき、環境美化に関する市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働してまちをきれいにするための施策について必要な事項を定め、市民等が快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。	2万円の過料
鳥取県	岩美町	岩美町環境美化に関する条例	H24. 4. 1	環境を害することとなる行為の防止等について、ポイ捨て等の防止及び環境美化促進の推進を図り、本町的美観の保持及び生活環境の保全に資することを目的とする。	2万円以下の過料
鳥取県	日吉津村	日吉津村ごみのポイ捨て等禁止条例	H25. 3. 22	空き缶、犬の糞、歩行喫煙等でのゴミのポイ捨てを規制するもの	2万円以下の過料
鳥取県	大山町	大山町地下水保全条例	H24. 7. 1	地下水の採取について必要な規制を行うとともに、町、町民、事業者等が協働して限りある地下水の保全を図り、もって町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	30万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
鳥取県	伯耆町	伯耆町地下水保全条例	H25. 3. 26	地下水資源を保護し、町民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。	30万円以下の罰金
岡山県	倉敷市	倉敷市ポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例	H25. 4. 1	まちの美観保持、路上喫煙による身体・財産への影響・被害を防ぐことで、きれいで快適なまちづくりを推進することを目的とする	1万円以下の過料
山口県	宇部市	宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例	H24. 6. 26	本市における空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び占有者等が協働して地域の環境美化の推進等を図ることにより、もって市民の良好な生活環境を確保すること。	2万円以下の過料
香川県	丸亀市	丸亀市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H25. 4. 1	資源ごみの持ち去り行為を抑止するため	20万円以下の罰金（一部改正により創設）
愛媛県	伊予市	伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（罰則規定の追加を内容とする一部改正）	H24. 4. 1	伊予市から排出される廃棄物を抑制し、廃棄物の分別、収集等及び浄化槽によるし尿等の適正な処理に関する必要な措置を講ずることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	20万円以下の罰金
高知県	高知市	高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H24. 7. 1	資源ごみの持ち去りの禁止を目的とする。	20万円以下の罰金
高知県	高知市	高知市ほたる条例	H25. 7. 1	ほたるの乱獲を防止し、その保護を図ることを目的とする。	10万円以下の罰金
高知県	日高村	日高村ポイ捨て及びふん害防止条例	H24. 4. 1	地域の環境美化の促進を図り、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	3万円以下の罰金
福岡県	嘉麻市	嘉麻市地下水採取規制条例	H25. 9. 30	市内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うことにより、市民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。	50万円以下の罰金
福岡県	粕屋町	粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例	H24. 12. 1	この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び福岡県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和53年福岡県条例第39号)に基づき、飼い主の責任としての飼い犬等のふん又は尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い主のマナーの向上及びふん害等防止に関する意識の高揚を図り、もって住民の良好な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
福岡県	赤村	赤村地下水保全条例	H25. 3. 14	村民にとって貴重な財産であり、村民共通の公共水を将来にわたって享受できるよう、限りある水資源の保全を図ることを目的とする。	50万円以下の罰金
長崎県	壱岐市	指定外来種等による生態系に係る被害の防止に関する条例	H24. 4. 1	有害鳥獣の飼養等を規制し、生態系に係る被害の防止、人の生命及び身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与する。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
熊本県	阿蘇市	阿蘇市地下水保全条例	H24. 9. 19	市、市民、事業者等が地下水は公共水であるとの認識の下に協働してその保全に努めることにより、限りある水資源（地下水）の有効活用及び恒久的な使用に寄与することを目的とする。	5万円以下の過料
大分県	大分市	大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H24. 7. 1	ごみステーションからの資源物の持去行為の禁止について規定する。	20万円以下の罰金
大分県	宇佐市	宇佐市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H24. 4. 1	資源ゴミをゴミ集積所から持ち去る行為を禁止することを目的とする。	20万円以下の罰金
宮崎県	宮崎市	宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	H24. 10. 1	・市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が、集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬する行為を禁止することを目的とする。 ・集団回収登録団体に属する者及び集団回収登録団体の委託を受けた資源物回収登録事業者以外の者が、当該集団回収登録団体が集団回収活動により回収した資源物を集積する場所から、当該資源物を収集し、又は運搬する行為を禁止することを目的とする。	20万円以下の罰金
宮崎県	延岡市	延岡市土砂の採取等及び埋立て等に伴う災害の防止に関する条例	H24. 10. 1	土砂の採取等又は埋立て等に伴う土砂の崩壊、流出その他による災害の発生を未然に防止し、もって市民生活の安全を確保することを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
宮崎県	高原町	高原町地下水保全条例	H24. 12. 18	地下水の有効な利用、採取の適正化、保全を目的とする。	5万円以下の過料
鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市環境保全条例	H25. 4. 1	薩摩川内市環境基本条例の基本理念にのっとり、環境への負荷の低減を図るための規制及び効果的な地球環境保全の対策を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
鹿児島県	徳之島町	徳之島町希少野生動植物に関する条例	H24. 9. 1	希少野生動植物の保護	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
鹿児島県	天城町	天城町希少野生動植物の保護に関する条例	H24. 9. 1	天城町に生息する野生動植物が、世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、町内に生息し、又は生育する希少な野生動植物の保護を図り、後世に継承していくことを目的とする。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
鹿児島県	知名町	知名町空き缶等ポイ捨て防止条例	H24. 7. 1	町の環境美化の促進及び保持を図るため、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となり、空き缶等のポイ捨て及び空き缶等の散乱を防止することを目的とする。	2万円以下の過料
沖縄県	那覇市	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	H25. 4. 1	廃棄物の減量化の推進及び適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	1万円以下の過料